



社長のための
経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第69号 平成27年8月20日(木)

発行：久保総合会計事務所
〒536-0006
大阪市城東区野江4丁目11番6号
TEL (06) 6930-6388
FAX (06) 6930-6389

内定学生に対するオワハラ自粛を要請 塩崎大臣 学生も企業も納得の良縁を

来年(2016年)3月卒大学生の採用選考活動解禁(8月1日)に先立って、塩崎厚生労働大臣は内定学生に対し就職活動の終了を強要する、いわゆる「オワハラ」(就活終われハラスメント)を行わないよう、企業に対して要請したことは異例ともいえる出来事だった。

塩崎大臣の真意は「学生が納得しないまま就職しても、学生側、企業側ともに良い結果につながらない可能性があることも含めて、企業の理解を求めたい」と述べ、今後は厚生労働省が作成した企業向けの周知リーフレットを用いて、全労働局を通じ周知徹底を進めるという。

「オワハラ」は今年暮れに発表される「流行語大賞」の一つに間違いなくノミネートされるだろうと言われる程、就活大学生の間で流行っている新語。それだけに就職支援・企業への周知徹底などについて大学生等の採用選考活動が山を迎え、誰もが希望する就職を実現できるようエールを送りたいのが人情だ。

そのためには就活の終了を強要するようなハラスメント的な行為、いわゆる「オワハラ」を企業側が行わないように留意してほしいと塩崎厚労相が釘をさすのも一理あろう。

厚労省は企業向けの周知リーフレットで企業への周知徹底を図るように指示したがやや出遅れた。学生も企業も納得しないまま就職してもWin-Winの良縁は築けまい。